



町田市の学校給食における地場農産物の活用に関する協定書

町田市（以下「甲」という。）と町田市農業協同組合（以下「乙」という。）は、町田市の学校給食における地場農産物の活用を通じて、学校給食の充実及び食育の推進に取り組むことについて、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、学校給食における地場農産物の活用に関する甲乙連携した取組を通じて、市内で四季折々に収穫される新鮮な地場農産物を児童・生徒が味わい、農産物の生産過程をより身近に感じながら食に関して学ぶことで、子どもたちの豊かな心・健康な体・生きる力を育てていくことを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を実現するため、次に掲げる事項について連携・協力を図る。

- (1) 学校給食食材としての地場農産物の安定供給とその増加に向けた、農業者との生産調整、農業者が生産・納入しやすい仕組みの構築等に関する事項
- (2) 地場農産物を使用した、学校給食用加工品の企画・開発・生産、レシピ等の作成・情報発信等に関する事項
- (3) 農業者との交流を通じた児童・生徒の食育を促進するための、農地見学及び農業体験その他、児童・生徒が地場農産物の生産過程を学び、体験する取組に関する事項
- (4) その他、甲及び乙が必要と認める事項

2 前項各号に定める事項を効果的に推進するため、甲及び乙は、必要に応じて協議を行うものとする。

（推進体制と役割分担）

第3条 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項の推進に当たり、個別の取組事項などを円滑かつ着実に推進するための体制、役割分担及び発生する費用の負担等については、今後協議の上、定めるものとする。

2 甲及び乙は、前条に掲げる連携・協力事項の取組の推進において必要のある場合は、別途覚書を取り交わすものとする。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく連携・協力に当たり、知り得た個人情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、守秘義務があることを確認する。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から2027年3月末日までとする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに、甲及び乙のいずれからも書面による終了の意思表示がないときは、本協定の有効期間をその満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

（協議事項）

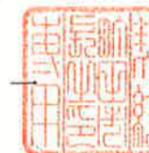
第6条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙が協議の上お互い誠意をもって解決にあたるものとする。

本協定締結の証として本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

2022年12月26日

甲 東京都町田市森野二丁目2番22号

町田市長 石 阪 丈



乙 東京都町田市森野二丁目29番15号

町田市農業協同組合
代表理事組合長 吉 川 英 明

